

平成22年度第4回 市川市総合計画審議会 会議録

日 時：平成22年11月19日（金）15時～17時

場 所：市川市役所 3 階 第 4 委員会室

出席者（委員名の五十音順）：

石原美佐子 委員、歌代素克 委員、大場諭 委員、小倉裕直 委員、加瀬睦夫 委員、
幸前文子 委員、國府濱敦子 委員、鈴木啓一 委員、鈴木順子 委員、瀧上信光 委員、
田中幸太郎 委員、二瓶忠良 委員、藤村美由紀 委員、山口繁雄 委員 以上 14 名

審議内容：第二次基本計画案に関する審議

- 1 下記の施策の柱に属する施策
 - 第3章 安全で快適な魅力あるまち
 - 第4章 人と自然が共生するまち
 - 第5章 市民と行政がともに築くまち
- 2 基本計画の評価

○事務局 皆様こんにちは。定刻になりましたので総合計画審議会を始めさせていただきます。

歌代委員と國府濱委員につきましては、遅れてご出席いただくということで申し受けております。

それでは、早速でございますが、瀧上会長、議事につきまして、よろしくお願いいたします。

○瀧上会長 これより平成22年度第4回市川市総合計画審議会を開催します。

まず、本日の審議会は、委員定数22名のうち、ただいまご報告のありました2名遅れて来られるという方を含めまして14名出席ということでございますので、会議の定足数を満たしており、本審議会は成立いたしております。

次に、傍聴人についてでございますが、市の会議公開に関する指針では、審議会等の会議は、公開を原則とする旨定められておりますことから、本日の会議を公開いたします。

なお、会議録についてでございますが、事務局が作成し、会議録署名人に内容をご確認いただいております。今回は、小倉委員と幸前委員に署名人をお願いしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、第二次基本計画案に関する審議に移ります。

審議に先立ちまして、前回までの審議で出されましたご意見を取りまとめた資料、そして前回の審議会で提出を求められた資料につきまして、事務局から説明があります。

それでは、事務局、お願いいたします。

○事務局

(資料)

資料 1 平成22年度第 2 回、第 3 回審議会にて出された意見

資料 2 扶助費の推移

資料 3 「施策の達成状況をみる目標」の現状値・目標・出典

資料番号なし 第 3 回審議会議事録

資料 1 では、8 月 31 日の基本計画の諮問以降、皆様からいただきました意見を項目ごとに整理をしたものです。

まず、資料 1 の 1 ページ目の「計画の前提」といたしまして、「財政推計」についてでございます。

「財政推計」につきましては、数多くのご意見をいただいている中で、フローとストックを区別する必要があるのではないか、ストックを見るためには市債や積立金の現在高の今後の推移を示すべきであろうというご意見、あるいは、ベースライン推計を示し、その上で新たな施策に係る経費や行政改革の必要性を示すべきだろうというご意見、項目間の関係（扶助費の増加と、それに伴う繰出金や国庫支出金の増加など）を明確にするべきだろうというご意見、また、扶助費が増大することが予想されているが、その増加要因について示すべきというご意見、このようなご意見をいただいております。このうち扶助費の増加要因につきましては、後ほど資料 2 を用いてご説明をさせていただきます。

次に、「今後10年間で行う基盤整備について」は、市庁舎の建て替え等の方向性をこの部分に示すべきだろうというご意見、基盤整備に係る経費概算を示すべきというご意見をいただいております。

次に「まちづくりの目標」につきましては、「にぎわい」という言葉の部分に違和感があるというご意見をいただいております。今後、地域を担う若者に対しては「活気」や「活力」より、「にぎわい」という言葉のほうがよいのではないかというもう一方の意見

もいただいているところでございます。

次に、「まちづくりの目標を達成するために」については、(1)の「地域特性の特化」というところでは、北部・中部・南部で環境が大きく異なります。それぞれの地域で行う事項を明確にするべきといったご意見、住民の特性（例えば、年齢・通勤場所・従来からの住民と新しく転入してきた住民の違い）などにも配慮すべき、こういったご意見をいただいております。

また、(2)の「行政主体の協働から、多様な主体での協働」では、協働の主体に大学を表記すべきというご意見、(3)の「いちかわ いろどりアプローチ」では、アプローチをよいと評価するご意見、あるいはアプローチの丸印のつけ方に関するご意見、アプローチの構造に関するご意見、こういうご意見をいただいております。

資料の4ページ目以降が施策別計画のご意見になります。

「第一章 真の豊かさを感じるまち」につきましては、「保健・医療」「子育て」「地域福祉」「子どもの教育」「生涯学習」「雇用・労働」「消費生活」「人権・男女共同参画」のそれぞれの施策分野についてご意見をいただいております。また、計画における「障害児」の表記についてのご意見もいただいております。

5ページ目でございます。続く「第二章 彩り豊かな文化と芸術を育むまち」につきましては、「文化・芸術全般」に関するご意見とともに、「芸術・文化」「文化的資産」の各分野に対するご意見をいただいております。

なお、これは第2回、第3回の議事録の要点をまとめてございます。第3回の会議録案を同封しておりますので、詳細はそちらをご参照ください。

この第3回の会議録案について、1点修正がございます。会議録案22ページの下から2つ目の発言、歌代委員の発言として、「60ページの『芸術・文化を身近に』』というくだりで始まる議事録でございますが、正しくは大場委員の発言でございました。謹んでおわび申し上げます。今後につきましては、二重のチェック体制を整えて、このようなことがないようにさせていただきます。

資料2は、前回の審議会において「財政推計」の審議をいただいた際、扶助費の増加要因を示す必要があるというご指摘をいただいたことを受けてご提示したものです。内容について財政課長より説明いたします。

○財政課長 財政課長の金子と申します。資料２により扶助費の推移についてご説明をさせていただきます。

資料２では、平成16年度から平成32年度までの扶助費の推移、過去の実績と今後の見込みについてお示ししました。

まず、表の見方でございますが、平成16年度から平成21年度までは決算額をお示ししております。22年度につきましては、本年度でございますが、決算見込み額という形となっております。

２段目以降の23年度から25年度につきましては、私ども財政課のホームページでも公表させていただいておりますが、３カ年中期財政計画としてホームページで公表している推計値でございます。26年度以降につきましては、過去の実績を踏まえまして推計をしているという状況でございます。

それでは、表の中を見ていきたいと思います。

表の16年度でございますが、合計の欄を16年度から17年度以降ずっと見てまいりますと、合計の増減額、２列目でございますが、対前年度増減といたしまして９億４,０３０万１,０００円、対前年度増額となっているということでございます。17年度につきましても同様に９億２,２００万円程度の増額、18年度も８億５,０００万円、19年度は１４億５,０００万円、20年度は１０億４,０００万円、21年度につきましては若干ふえまして２３億円程度といった形になっております。21年度につきましては、上から４段目の生活保護費が１３億５,０００万円程度伸びておりますけれども、ここは特殊でございまして、ご案内のとおり、20年度の秋に金融不況が起きた影響もございまして、そこがぐっと伸びて２３億円程度の扶助費総体の大きな伸びを示しているところでございます。そういったものを除きますと、概ねならずと約１０億円程度、毎年、扶助費が伸びているという状況となっております。

個々に増減を簡単にご説明させていただきますと、16年度につきましては、生活保護費が２億２,０００万円程度ふえておりますけれども、そのほかの児童福祉費として約７億円。これにつきましては、私立保育園が新たに３園増設したこと、また、国の制度でございまして、児童手当の年齢の拡大がございました。そういった影響によりまして大きな伸びを示しております。

また、17年度につきましても、生活保護費が４億円、そのほか児童福祉費につきまして

も3億5,000万円伸びておりますけれども、これにつきましても同様に保育園の新設が2園あったといったことでございます。また、保健衛生費が1億円余り伸びておりますが、これは子どもの市の単独事業でございますが、乳幼児医療費の年齢を1歳拡大したということの影響でございます。

18年度にまいりますと、やはり生活保護費は伸びておりますけれども、児童福祉費のほうは国のほうで児童手当の年齢を3歳拡大いたしまして、その影響として伸びております。

19年度につきましては、上段の社会福祉費のほうで約5億円伸びております。これにつきましては、18年度から障害者の制度が大きく変わしまして、障害者自立支援法という新たな制度が構築されまして、その関係から、障害者関係の扶助費が5億円程度ふえたというものでございます。また、児童手当の部分につきましても乳幼児加算の改正が国のほうであったり、私立保育園が4園増設したり、そういった影響で増加をしております。

20年度につきましても、生活保護費のほか児童福祉費のほうで児童手当が先ほど申し上げました乳幼児加算の部分が通年化によりまして増加していることや、私立保育園の1園が増設になったこと、あるいは障害者の扶助費が国の介護報酬の単価の改正がありました。そういった影響によりまして、社会福祉費のほうで増加になっているといったところでございます。

21年度におきましても、先ほど申し上げました生活保護費のほか、社会福祉費で5億円伸びておりますけれども、これは介護報酬の単価の増と利用者負担軽減の措置があったことから大きく伸びております。また、児童福祉費において、私立保育園の2園が新設になったことから増加をしております。

22年度、本年度でございますが、ここは非常に大きく伸びておりまして、約75億円の増加をしております。これにつきましては、児童福祉費のほうで保育園が2園新設されたこと、また、子ども手当が新たな制度の創設ということで、約78億円程度の伸びがここで含まれております。

これまでの実績は以上でございますが、その中で今後の推計といたしまして、2段目になりますが、23年度以降、そこにお示しをしております。この中でご説明させていただきますと、例えば社会福祉費、一番上でございますが、これは主に障害者に関するサービス、手当の経費が含まれておりますが、伸び率といたしましては5%を見込んでおりま

す。これにつきましては、過去の実績、20年度から22年度の3カ年の伸びが13%程度ございます。しかしながら、ただいま申し上げました国の制度の改正が毎年ございました。そういった特殊要因を除いた中で、今後3カ年は約5%増となることを見込みまして、そういった数字となっております。

26年度以降は、このまま右肩上がりの5%という高い数字ではちょっと考えにくいことから、概ね横ばいで推移するということを見込んでおります。

また、生活保護費のほうでございますが、23から25年度につきましては、これまでの20年度から22年度の3カ年の伸び率が10%程度でございます。21年度の大きな伸びは除外いたしますと、おおむね6%ぐらいに過去の数字となっておりますので、6%程度を見込んでおります。

26年度以降につきましては、伸び率は3%と見込んでおりまして、景気が若干落ちつくのではないかなというような見込みをしております。

26年度以降につきましては、合計といたしまして扶助費の伸びが1.4%から1.5%と見込んでおります。私どもは26年度以降につきましては景気の状態も非常に不透明でございますし、国の制度改正も見込むことができません。しかしながら、過去においても毎年のように制度改正があります中で、見込みといたしましては、現行の制度の中で推移していくといった中で低い伸びを推計いたしております。

この扶助費につきましては、国の財源が非常に多く交付されております。例えば生活保護費につきましては、支給額の4分の3が国から負担金として交付されるものでございます。また、障害者福祉サービスにつきましては、国から2分の1、県から4分の1といった形で補助金が交付されるものでございます。そういったことから、扶助費の伸びに合わせまして、財源となる国や県の補助金、負担金が増加していくといったところでございます。以上でございます。

○瀧上会長 ありがとうございます。ただいまの説明に何かご質問等がございますか。ないようですので、先に進ませていただきます。

なお、資料3につきましては、後ほど「基本計画の評価」を審議していただく際の資料ですので、後ほど事務局から説明をしていただきます。

本日提示された資料は、いずれも答申の取りまとめの参考となる資料でありますので、そのように活用してまいりたいと思います。

それでは、本日は第3章、第4章、第5章に関する審議をお願いいたします。それが一通り終了した後「基本計画の評価」について審議を行います。

最初にまず、施策別計画のうち「第3章 安全で快適な魅力あるまち」67ページから93ページまでのところについて審議をしたいと思います。

この章には、4つの施策の方向が含まれ、その下に14の施策が含まれておりますので施策をある程度区切ってご意見をいただきたいと思います。

最初に「安全で安心して暮らせるまちをつくれます」に含まれます「危機管理・消防」2の「治水」、3の「防犯」、4番目の「交通安全」、まずこの4つの施策についてご意見をいただきたいと思います。どなたからでもご意見のある方はお願いをいたします。

○田中委員 防犯の件でトータルにお伺いをしたいんですが、10月23日、24日に事業仕分けが行われたかと思います。そこで、防犯パトロールカー事業が仕分けの対象となり、「廃止」が多数を占めていました。今後の防犯施策を考える上で、仕分けの結果をどのように受け止めるのでしょうか。

○事務局 ご指摘のとおり、事業仕分けにおいて青色防犯パトロールは、「廃止」という結果となり、昨日の戦略会議における答申の内容も「廃止」ということと承っております。

ただ、その内容を見てまいりますと、必ずしも青色防犯パトロールを否定するものではなく、答申の内容に附帯された意見によりますと、例えば効率化、直営でやるのではなくて、民間委託を推進すべきじゃないかなどといった意見が加えられ、その上で「廃止」という判定結果になっております。

そういった意味で、再度、戦略会議等でご説明する機会をいただきながら、この青色防犯パトロールの重要性についてご理解をいただけるものと考えているところでございます。

○企画部長 説明を加えさせていただきます。

今回の事業仕分けで議論になったのは、青色防犯パトロール車両146台のうち、市の直

営車4台についてでございます。判定が青色防犯パトロール全体を廃止としたという誤解があるように感じます。こうした点をご説明しながら再度、戦略会議にて議論を進めていただきたいと考えております。

○大場委員 近年ゲリラ豪雨が注目されています。特に浦安市や行徳地域においてゲリラ豪雨による浸水の危険性が指摘されています。このゲリラ豪雨に対して、市川市は一部では対策が進んでおりますけれども、さらに新しい治水の方法も今考えられていると聞いておりますので、そのことを記載したほうが良いと思います。

○瀧上会長 この諮問案では、「時間雨量50ミリの大雨時にも浸水や溢水をすることがないまちづくりを進めてまいります」と書いてありますが、現在注目されているゲリラ豪雨は50ミリを超えるので、その対策が必要とのことですか。

○大場委員 そうですね。実際に50ミリ降ったら行徳地域は冠水するといわれております。ゲリラ豪雨ではそれを超えることも想定されるので、対策をしていただきたいということです。

○瀧上会長 続いて「快適な暮らしを支え、質の高い都市基盤整備を進めます」に含まれます「ユニバーサルデザイン」、2「道路・交通」、3「下水道」、4「住宅・住環境」、5「公共施設」についてご意見をお願いいたします。

○二瓶委員 80ページの「下水道分野を取り巻く現状と課題」の下段の「なお、新規整備区域の拡大」の中で、公共下水道の老朽化が顕著であるとの記述があります。施設を修繕する必要があるところが多数あると思いますが。詳細を教えてください。

○事務局 設置年月日、事業年度で申し上げますと、菅野終末処理場に入っております菅野処理区につきましては、昭和36年度から事業を開始されまして面整備がされてきて、51年度に事業が完了したところでございます。江戸川左岸関連の公共下水道につきましては、47年度から始まりまして、現在も整備が進められているという状況でございます。

資料としては私が今持ち合わせているのは、事業の開始年度、それから今の進みぐあい

ということで申し上げたところでございます。

○二瓶委員 そうすると、現在、菅野処理場は大体終わって、今後の整備は、順次計画的に進んでいくということでいいんですよね。

○行政改革推進担当マネージャー 去年まで河川下水道整備課長でしたので、お答えします。

菅野処理区が昭和51年から供用開始されていまして、下水道の耐用年数は50年とされています。これを延命化により80年もたせるという計画を策定する予定でございます。

菅野処理区におきましては、真間川と京成に挟まれた区域282haが雨水と汚水の両方を処理する合流式下水道となっており、将来、外環道路に伴い完成する松戸幹線により、江戸川左岸の第一終末処理場にて処理される予定でございますので、これをもって終末処理場は廃止される予定です。

その後も雨水については真間川に流さなければなりませんので、その部分の延命化工事の計画を次年度以降策定することになっていると聞いております。

○大場委員 「道路・交通」の「いちかわ いろどりアプローチ」について、教育にも丸を入れるべきではないでしょうか。

理由として、1つは、子どもの交通事故対策ということでは、今、道路交通法で自転車の歩道の通行が禁止されているとか、自転車に乗る人の責任がかなり重くなってきております。

また、例えば安全な通学路を確保したいという場合は、道路交通部だけではなくて、教育委員会、父兄、校長、学校からの要請があって初めて検討されるんですね。そういうことから考えれば、「道路・交通」のアプローチに教育入れるべきであると考えます。

○事務局 「道路・交通」については、確かに大場委員ご指摘のように教育に丸はついておりません。ただ、74ページの「交通安全」というところで、今ご指摘の部分の通学路の交通安全等を含めた考え方としては教育に丸をつけているところでございます。ただ、ご指摘の部分、面整備の部分も、ハードの整備の部分は道路交通の部分で担う部分もございますので、ご指摘、ご意見を承りながら検討してまいりたいと考えております。

○山口委員 84ページに「22年4月1日現在、約300」と書いてあって、括弧で282と書いてありますが、表記がおかしいように思います。

○事務局 表記を282と修正させていただきます。

○鈴木（順）委員 「公共施設」の中分類に「有効的、効率的な活用」とされておりますが、小分類では「公共施設等の計画的な維持管理」、「公共施設等の整備・再編」となっています。

有効的な活用という視点で、施設が有効に使われているかどうかというところをもう少し定性的に見ていく必要があるのかなということを感じました。これだけだと「維持管理」のこと、「整備・再編」のことだけなんです、それ以外に有効的に使われているかどうかというあたりのところはどのように考えていらっしゃるのかなと思います。

○事務局 この部分の「有効的、効率的な活用」につきましては、まず、施設自体が、これまで公共施設についてはストック資産という見方をしてこなかった面がございます。資産として有効的に活用しようというところで、施設をまず台帳化して、それをどういうふうにも有効活用していくのか。つまり、維持管理についても優先順位をつけて効果的、効率的に整備をしていこうと、そういったところでこういう表現をさせていただいたところがございます。

○田中委員 今の同じページの「公共施設」の件で、今後この10年間のうちに何らかの形を決断していかなければいけない市庁舎の機能を、総論部分に書かないのであれば、この「公共施設」のところに重点的に載せてほしいと思います。

○瀧上会長 この点については、前回も耐震化の問題も含めていろいろと議論のあったところだと思います。そこで、この公共施設の中に特記はしていないけれども、市役所なんかこの中に含まれるというような解釈でいいわけですか。

○事務局 そういうつもりでございます。ただ、今、的確な表現を申し上げることはで

きないんですけれども、今回、12月補正予算でも出させていただいているように、何かのご意見をいただきながら、何かの記載を盛り込んでまいりたいと考えております。

○瀧上会長 本庁舎の耐震化については、答申の策定において、整理してまいります。

○大場委員 「公共施設」についてです。

今、地域においてNPOとかボランティアの組織の活動が活発になっていて、その活動の場の確保が大きな課題になっています。そこで、公共施設の有効的活用という観点から、例えばGISを活用して公民館や地域ふれあい館とか、そのほかの施設も含めた施設の空き情報を提供することはできないでしょうか

○事務局 具体的にどういうふうに施策展開していくのかというのは、持ちあわせの資料がないのですが、GISには、公共施設の情報も落とし込んでいくと考えております。

○大場委員 具体的な状況を確認し、書き込めることがあれば明記してください。

○幸前委員 公共施設の中には、年齢が限られて何歳以上しか利用できないものがあります。これでは施設が近くにあったり、空きがあるから使いたいと思っても、うまく利用できないということも生じてきます。効率的な施設利用のために利用対象者を見直すというのも一つの手法かと思います。

○瀧上会長 ただいまのご発言については、委員からの意見として整理させていただきます。

○國府濱委員 私たち市川市ボランティア協会は76グループありまして、市川市内で一番大きなボランティアを横につなぐグループだと思っています。これから活動をもっと広げていきたいと思っていますが、実際には活動場所が不足しています。

行政のいろんな部分で民間に委託とかいう部分もふえてきていますし、公助という面からも民間の活動に期待している部分もあると思いますし、ボランティアがもっと活動で

きる部分があると思います。

ただ、場所が不足しては活動を広げられないということですので、施設の管理等で工夫していただければと思います。

○瀧上会長 今の國府濱委員のご指摘の点については、後ろのほうでも、協働と参加というところに出てきますので、両方あわせてまた審議ができればと思っています。

それでは、先に進ませていただきます。

3節の「自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります」の「土地利用」、「景観」、および4節の「産業を振興し、活力あるまちをつくります」に含まれます「商工業」、「都市農業」、「水産業」についてご意見をいただきたいと思います。

○鈴木（啓）委員 「第3章 安全で快適な魅力あるまち」の第4の柱であります「産業を振興し、活力あるまちをつくります」における施策と組織のあり方について意見を申し上げます。

今回、諮問を受けた第二次基本計画では、市の行っている仕事を45本の施策分野に分類し、それぞれの施策で現状と課題、施策のねらい、実施部など決められた形式で整理していることは、わかりやすくなっていると私は思います。ただ、10年間という中長期的な視点で考えると、社会経済情勢の変化などから、計画に記載されている事項の変更を迫られることもあろうかと思います。例えば現在の経済状況からすると、経済の活性化は極めて重要な施策であり、市長の選挙公約の1つでもあるわけです。雇用、労働、商工業、都市農業、水産業などの施策分野は、経済の活性化の視点からますます重要になってくると思いますし、これらの施策を推進していくためには、実施部である組織を経済部として独立、強化させる必要があるのではないのでしょうか。この点についてご意見を申し上げます。

○瀧上会長 企画部長、ただいまの意見について、発言をお願いします。

○企画部長 来年度の重点施策のうち柱となるもの、例えば経済対策、あるいは子育て支援、狭隘道路対策、こういったものをすべて体系づけて重点施策の検討を現在進めてお

ります。

これらの重点施策を確実に実行できるための組織体制ということで、今、各部門と企画部とヒアリングをしながら進めているところでございます。

○石原委員 「産業を振興し、活力あるまちをつくります」の部分について、市では新たに部長職と同等の方を採用して、経済に力を入れるということで取り組みをされていると思うんですが、その進捗状況、今後の課題などを教えてください。

○企画部長 ただいまの件につきましては、7月1日に設置されました経済担当理事のことであると思います。現在、5カ月検討していただいた内容を聞き取りいたしまして整理をしている段階であります。今後、組織再編とともに、議論を進めていきます。

取り組みの具体的なものについては、まだはっきり決まっておりませんが、例えば産業間連携、企業間連携、こういったものを検討しているところであります。

○山口委員 「都市農業」施策について、「現状と課題」に整理してある事項は、このとおりであると思います。これを解決するのは非常に難しいわけです。

そこで、「ねらい」の部分のうち「活力に満ちた農業の推進」の中の「農業者等の育成・確保や農業経営の支援を図る」の部分に記載されていることについて、具体的な内容を教えてください。

○事務局 小分類で申し上げますと、「果樹・野菜・花きの振興支援」、「都市農業者及び経営等の支援」となっております。

1つにつきましては、振興策として、農業者のPR、あるいは防鳥網等の設置事業の補助金、これは従前やっておられることはご承知のとおりだと思いますけれども、あるいは農業青少年グループの活動補助金、地域ブランド化推進事業の補助金、こういった農業者が行う事業に対して支援等を行っていくというのを中心的に今取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、この施策の柱にあわせて事業展開等を考えているところでございます。

○山口委員 今後10年間の施策の柱があるのは理解できますが、今後10年、どういうことをやって活性化をしたり、市民の皆さんに知らしめていくのか、その目標値があっていると思うんですけど、どうなのでしょう。

同じことは、「都市農業」だけでなく、「水産業」や「商工業」の分野にもいえると思います。

○歌代委員 私も非常に心配している1人でございます。農業部門、水産部門、私は特に水産業の視点から意見を申し上げます。

市川の行徳、南行徳地区の漁業組合の漁業者83名と聞いております。今度そこに漁港をつくるという計画がございます。この漁港は数十億かかるようでございます。これは10年以内にはつくられるのではないかなと思いますが、10年以内の計画がどういうふうに進んでいくんだということを、例えば検討委員会を設置するとか、具体的に示す必要があるのではないのでしょうか。

そうしなければ、我々としても三番瀬の漁業者に対する応援もできかねると思うんでございますが、その辺、よろしく願いしたいと思います。

○事務局 山口委員ご指摘の都市農業の振興につきましては、都市農業の振興施策について、まだ振興基本計画のようなものがつくられていないということで、この策定について検討しているようでございます。その中でおそらく今言った具体的な取り組みが見えて、JAの方とか農業者の方々のご意見をいただきながら検討されていくのかなというふうに理解しております。

それから、水産業については水産業振興ビジョンがございまして、ただ、時代情勢が変わっている中で、今おっしゃられた漁港の問題等も、具体的には漁港等につきましては、漁業環境の整備の中で検討がされていくと承っております。

○歌代委員 そういうものを検討する委員会みたいなものがつくられるといいなというふうに感じました。

○瀧上会長 ありがとうございます。

それでは、第4章の「人と自然が共生するまち」に進みます。

この章には、「自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります」、「環境への負荷の少ないまちをつくります」、「廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります」の3つの施策の方向がありまして、その下に6つの施策が含まれています。

まずはじめに「自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります」に含まれます「自然環境」、「公園・緑地」、「河川・水辺」の3つの施策についてご議論をお願いします。

○藤村委員 「公園・緑地」の「ねらい」の2番目「魅力ある公園の提供」に「歩いていける距離に人々の遊び場や安らぎの場を提供します」との記述があります。

現実には、市民全員が歩いていけるということを実現するのは難しいと思いますので、もう少し表現を工夫する必要があると感じました。

○瀧上会長 ただいまのご発言は、委員からのご意見として整理させていただきます。

○二瓶委員 パブリックコメントとかミーティングとか意見の中で「自然環境」についての意見が多くだされています。

自然環境を大事にしていくということはすごく大事なことだと思うんです。50年、100年先の未来を見据えた実現可能な計画を作成していくということでは、第4章の施策において、共通して認識されるべきであると思います。今後、具体的な実績の上がるような内容で取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○瀧上会長 ただいまのご発言は、委員からのご意見として整理させていただきます。

○大場委員 「公園・緑地」の「ねらい」の4番目、「水と緑のネットワークの形成」について、何を目指しているのかいまひとつ伝わってこない気がします。特にネットワーク化というのがどういうことを目指しているのか、説明してください。

○事務局 既に国府台地区、市の北西部で「水と緑の回廊計画」を進めております。これは、水や緑が点で存在するのではなく、これらを線としてつなぎ、それを歴史的な資産も含め回廊として市民の皆様が心安らかに快適に暮らせるように活かしていくというもので

す。ご指摘の部分の記述につきましては、こうした市の北西部での取り組みをさらに広げていきたいという意味でございます。

○大場委員 具体的に市内で次はここにつくるという計画はないのでしょうか。

○事務局 今後場所を含めた具体的に策定が進んでくるものと思います。現在申し上げられるのは、既にある北西部の取り組みを広げて行くイメージであるということです。

○歌代委員 三番瀬なんか、それに当たるんじゃないの。

○大場委員 自然発生的なネットワーク化でなく、計画に基づくということですね。

○山口委員 里見公園から、じゅん菜池、小塚山へと、つなげていこうという取り組みですよ。

○事務局 そうです。北西部というのは、まさにご指摘の国府台、じゅん菜池等であり、これを北西部における水と緑の回廊計画とっております。

○大場委員 基本計画の記述にどこまで明記するかはともかく、少なくとも「水と緑の回廊計画」については、部門別計画名のところに明記すべきだと思います。

○石原委員 「公園・緑地」の「現状と課題」において、市民1人当たりの面積が2.99㎡で、都市公園法に定められた標準面積に及ばないとの記述があり、今後緑地を確保していくことの必要性を示しています。

しかし、実際地域を見回してみますと、例えばマンションの提供公園とか、非常に小さな公園が点在してしまっていて、その公園は余り市民に利用されていないというふうに感じています。単に公園の数や面積を増やせばいいということだけでなく、市民が憩えるような場となるような公園づくりが求められるとおもいますが、いかがでしょうか。

○瀧上会長 公園の質のほうも考慮すべきだということですね。ご指摘の点は、委員か

らのご意見として整理させていただきます。

それでは次に、2の「環境への負荷の少ないまちをつくります」の「地球環境」、「生活環境」および、3の「廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります」の「資源循環型社会」についてご意見をお願いします。

○小倉委員 3点あります。

1点目は、前から申し上げているように、最近は大気汚染、水質汚濁といったようなマテリアル（物質）による直接的環境問題にも増してCO₂発生による地球温暖化、あるいはその際のNO_xやSO_x発生による酸性雨等の問題等々、あと化石燃料等の資源枯渇というのもあって、とにかくエネルギー資源利用に基づく環境問題は非常に大きいので、それを今、章だけでいうと非常に少ないのですが、もうちょっとそれを表に出してほしい。特に地球温暖化だけが地球環境問題みたいになっていますので、ちょっと違うなというのもあるので、その辺、ほかの酸性雨とか、そういう付随する問題も、あるいはエネルギー資源がなくなるという問題を含めて書いていただきたい。それが結局エネルギー有効利用の政策になっていくと思います。

2点目は、施策のくくりについてです。「地球環境」「生活環境」あるいは3の資源循環というくくりは、どうも引っかけます。「地球環境」というのは、確かに今私が申し上げたようなちょっと大きいものを言うという感じであり、2節はどちらかというとマテリアル的な、直接的な環境汚染が入っていますね。これを「生活環境」と呼ぶという定義でもいいのですが、そうすると、今度は第3節が「資源循環型社会」になっていますけれども、これは手前の「生活環境」に入ってくるんじゃないかということになります。つまり様々な切り口がばらばらに入っているような気がするので、もう少し理論的な切り口でおかしくないほうに持っていったほうがいいんじゃないかと思います。当然、資源循環型も、マテリアルを循環して生活環境的な汚染をなくすもそうですけれども、実はそれはエネルギー循環にも通じているんですね。再利用することによって、本来はエネルギー使用を減らすべき。ただ、一部は逆に再利用することによってエネルギーを余計に使ってCO₂が出ていることもありますので、その辺はLCAをしっかりとやらうんですけど、くくりをもう少し検討していただきたい。

3番目は、そういうエネルギー環境問題、あるいは資源環境問題的なところは、勉強会的なことを特に市民全体に、自然の触れ合いとかはある程度できていると思うんですけ

ど、本質的な環境問題の知識を皆さんに広聴させていくような環境教育的な活動も必要じゃないかと思います。

○瀧上会長 ただいまのご発言について、小倉先生において、施策のくくり方のご提案があれば教えていただければと思います。

○小倉委員 1つ目の「自然環境」は、どちらかというと人間の感性にかかわる部分なので、公園とか云々の感性的なものがかなり大きいという意味ではこのくくりでも構わないと思います。しかし、「地球環境」「生活環境」「資源循環型社会」は、資源循環型社会をつくることによって生活環境、地球環境をよくしようということに関連があることは明白です。

ですので、4章の2節「地球環境」「生活環境」と3節「資源循環型社会」をどう分けるかというところは難しいところだと思います。2節の方法論が3節に示されていると解釈できますので、3節を2節に組み込むというのも一手法とだと思います。

○事務局 現状で申し上げますと、第4章2節と3節のくくりについては、基本構想部分からきているものです。

今回、基本計画策定においては、基本構想は変えないとの前提がありましたので、ご指摘の部分にございましては、分類を変えるのではなく、施策間で連携を図れるような記述を工夫、検討してまいりたいと考えております。

○小倉委員 今のままのくくりでも、内容の表現の仕方で、これはそれを受けてやる方法ですよとか、工夫することができると思います。特に基本目標の138ページに書いてあるように、例えば一番上のほうで、住み良い環境で、その3行目にも「エネルギー資源」が出てきて、かなりうまいぐあいに絡めて書いてくれているんですね。ただ、下のほうがだんだん物質だけに話が行くので、前半はエネルギー問題と環境問題をマテリアル問題と一緒にあってうまいぐあいに書いてくれているので、こんな感じで下のほうも頑張るとか、先ほどの2節、3節も表現方法でかなり対応できる部分もあるかと思います。

○瀧上会長 それでは、今のご意見を踏まえて、審議会としての意見の整理の仕方を、

まとめさせていただきます。

それでは、「環境への負荷の少ないまちをつくります」と「廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくります」について、ほかにご意見ございますか。

それでは、5章の「市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります」の審議に移ります。

5章には、「市民と行政とのパートナーシップのもとでまちをつくります」、「まちづくりのための新しいコミュニティをつくります」、「分権時代にふさわしい行財政運営を推進します」、「情報通信技術を市民生活の向上に活かします」の4つの施策の方向があり、その下に9つの施策が含まれております。

まず「市民と行政とのパートナーシップのもとでのまちをつくります」に含まれる「協働・市民参加」、「情報の発信・提供」および、「まちづくりのための新しいコミュニティをつくります」に含まれます「地域コミュニティ・市民活動」の施策について意見ををお願いします。

〇二瓶委員 114ページの「情報発信・提供」についてですが、情報の提供は市民と協働していくということではすごく大事なことだと思います。

「ケーブルテレビ」、「広報いちかわ」、「インターネット」の活用などの現在の取り組みがあることは承知していますが、例えば、若い人たちは、最近余り新聞をとっていないとか、高齢者はインターネットを使っていないなどの課題もあろうかと思います。

こうした情報が届いていない人たちに情報を提供していくことが大事じゃないかと思います。例えば災害のときの情報など、大切な情報もありますから、市政情報を含めてどういうふうにそれを提供していくのか、考えがあったら聞かせていただきたいのですが。

〇事務局 「広報いちかわ」につきましては、ご指摘のとおりすべての世帯に行き渡っているわけではございません。ただ、広く市民参加等を進めるためにも、広報活動というのはご指摘のとおり非常に重要であろうというところで、これについては、新聞に折り込みを入れるだけではなくて、駅頭、あるいはコンビニ、そういったところで手に入れられるようにするとともに、希望があれば配布するという形で配布の拡充を現在考えているところでございます。

広報等の内容につきましては、電子媒体、W e b 等でも確認することができるということもございます。ただ、手にとって見るということが重要だろうというご指摘であろうかと思っておりますので、それについては、希望する方々には配布できるような仕組みを今考えているところでございます。

○鈴木（順）委員 114ページの「情報の発信・提供」の「ねらい」の中で、市民に対して情報を提供していくということがきちんと書かれていると思うんですが、市民以外に市川市の魅力というものを積極的にP Rしていきますという視点の広報活動については、どこかに言及されているのでしょうか。

○事務局 特に文化等については、ご案内のとおり市川らしさを皆さん実感していただけたところであろうと考えております。そういった意味で文化での取り組みで申し上げますと、64ページに「シティセールス事業」ということで取り組みを書かせていただいているところでございます。ただ、市川市の魅力を文化だけで発信しているわけではなくて、むしろ基本計画を強力に推進することによって市川市の魅力が高まっていくのかなというふうに思います。

そういう意味で、今回、10年間の目標を、いざアプローチという形で実現していくこと、まさにこれが魅力あるまち、皆さんのシティセールスにつながる、都市ブランドにつながる目標であると考えているところでございます。

○鈴木（順）委員 本当にこの計画自体、特に横ぐしを刺して市川の魅力をどんどん高めていこうということをやっているということはわかるんですけども、それをP Rするという視点がどこかに入ってもいいのかなということが私の意見でございます。

○鈴木（啓）委員 「広報いちかわ」の配布の拡充について発言がありましたが、市川市では広報を4回も出している。私は、こんなのやるべきじゃないと最初から言っているわけで、市川には記者クラブがあって、部屋も5大紙に提供しているわけですよ。ニュースソースはそっちに京葉版で流せばいい。例えば13日が土曜日だとしたら、土曜日の行事も13日に載せているんですよ。市民から、「14日には終わっちゃって、すぐになんか見られるわけないでしょう。どうなっているの」と苦情が寄せられる。千葉市長の4回やると

いう方針でやった。ところが、事業仕分けで、私もおかしいと思って傍聴に行った。そうしたら、全員廃止だと。全員、週1でそんなにやることがあるのか。広報広聴担当はみんな過労ですよ。割り付けも大変だし、誤字脱字を見つけるのも大変。そういう中で、月2回にしたらどうなのか。4,200万とか4,700万とか、残業やなんかで年間約5,000万ですよ。5,000万というと、千葉市長は3期12年やった。12掛ける5,000万、6億の無駄遣いをしていたんですよ。いろんな面で弊害が出てきている。その点、事業仕分けも含めて部長はどのように考えているのか。お願いします。

○企画部長 広報紙の発行につきまして、事業仕分けと関連してご説明いたします。

昨日、答申をいただきました事業仕分けの件ですが、広報紙については3点の指摘がございました。1点は、月4回を月2回にすること。2点目は、それで足りない部分については適宜号外を出すこと。3点目は先ほどご指摘ありましたが、十分な配布状況になってございません。私のほうの手持ちの数字では70数%の広報が家に折り込みで届く。ですから、27%程度の方のところに届いていない。そういうことで、もっと効率よく届くようにすること。この3点の指摘を答申という形でいただきました。

本日早速、朝9時から経営会議を開催いたしまして、1つ1つの事業仕分けの評価について、即実行できるものなのか、できないものなのか、あるいはその評価どおり市ができるものなのかどうか、1つ1つチェックを入れていったところであります。その中で、広報紙につきましては、月4回を、来年度以降、月2回にしようという方針で検討に入りました。契約の状況とかいろいろありますので、すぐにできるかどうかの検討に入ったところであります。

それから、今まで月4回でありましたから、それが2分の1になってしまいますので、適宜号外という形で、必要な部分に対応できるようにしようということで検討に入っております。

また、新聞折り込みで届かないところですが、今、マネージャーからも説明がありましたが、駅であるとかいろんな公共施設に置いてはありますけれども、特に高齢者の方については、そこまで行けない方もいらっしゃいますので、折り込みで届かない部分について、何かしらの形で届くような対策をとりたい。こういった3点の形で、現在のところ方針を決めて検討に入ったところであります。

○瀧上会長 「協働・市民参加」についての意見があります。

市川市民の人的資源は非常にいろんな方がおられる。そういった方にご協力もしてもらっているボランティア活動等も含めて活性化するという事で、実際のいろんな取り組みを見てみますと、市民大学のような地域について学ぶ取り組みをやったり、地域社会の中でいろんな公共的なものに参加するという事についてサポートするようないろんな事業をやったり、それから先ほど言った活動のセンター的なものを整備したりというような取り組みも行っている例もあるので、そういったソフト面、ハード面について、協働・市民参加を促進する取り組みを今後強めていったらいいんじゃないかということです。この「協働・市民参加分野を取り巻く現状と課題」の中の全体を見れば、こういったようなことは書いてあるのですが、具体的に今申し上げた市民大学やら、そういったものの活動のセンター的なものとか、公共分野への協働・市民参加をするためのサポートのようなものとか、そういったものも、ここに書いてあることの具体的な事業として推進をしていただければと考えております。

ここの点について、先ほどの活動の拠点の整備ということに関連して國府濱委員、いかがでしょう。

○國府濱委員 市川にはたくさんいろんな力を持った方がいらっしゃると思うんですね。そういう方たちを市側のほうも活用できていないのかな、それが活用できたら、もっと有効にできることがいっぱいあるんじゃないかと思って、その活用方法が何かないかなというふうにはいつも思っています。

それから、今、会長が言ってくださったセンター的なものができれば、もっといろんな団体の活動が広がるんじゃないかと思っています。早くそういうものができれば、私たちもそれに参加していきたいと思っています。

○瀧上会長 それでは、時間の関係もございますので、先に進ませていただきます。

「分権時代にふさわしい行財政運営を推進します」の「政策展開」、「行政体制」、「窓口・相談機能」、「財政運営」、「広域行政」および、「情報通信技術を市民生活の向上に活かします」の「情報化」についてご意見をお願いいたします。

○幸前委員 118ページの一番下の「施策の評価と反映」という部分で、「目的を達成す

るための手段としての妥当性、必要性、効率性、有効性その他の観点から、施策を評価するとともに」とあります。指標の部分に現状と目標値の数値的なものは載っていますが、手段の妥当性や必要性はどのようにして把握するのが余り見えてきません。もう少しわかりやすい、どういう形で評価するのか、ということがわかればいいと思います。

○瀧上会長 ただいまのご発言は、委員からのご意見として整理させていただきます。

○大場委員 118ページの「政策展開」において、「ねらい」の部分に、「また、重要な情報を収集し、体系的に統計として整備することにより、合理的、客観的な政策を立案します」とありますが、「重要な情報」とはどのような情報でしょうか。

○事務局 情報というのは収集した中で重要性等を見きわめていくというところになるかと思います。そういう意味で、ちょっと誤解を招くような表現であると思います。表記の意味を確認するとともに、ご意見をもとに表記の見直しを検討します。

○大場委員 「政策展開」のページについてですが、分権化が進む時代には、市民が何を求めて、より重要なものは何かということを政策立案に反映しなければならないということを表現したいのだと思いますが、具体的にどういう行政を目指すのかというのが、いま1つ見えてこない。

そのとっかかりとして法務の能力というのはあるんでしょうけれども、法務の能力というのがどういうものを含むのか。ここに書いてあることを見ますと、かなり広範囲なことを法務能力ととらえられますが、市民目線に立った取り組みであり、その結果市民の幸福をにつながるということがわかる文言にしていきたいと思います。

○瀧上会長 ただいまのご発言は、委員からのご意見として整理させていただきます。

私、1つ気になったのは、118ページの「政策展開分野を取り巻く現状と課題」のところで、「平成11年に地方分権一括法が制定され、地域の実情に合わせた施策展開が可能になったと言われています」の部分が、他人ごとのような言い方となっています。「期待されています」ということじゃないかと思いますので、表現をご検討ください。

ほかにございますか。それでは、「基本計画の評価」についてのところに入ります。最初に事務局から説明がありますので、お願いいたします。

○事務局 時間も押し迫ってまいりましたので、簡単にポイントでご説明させていただきます。130ページをお開きください。

今回の評価につきましては、取り組みを効果的に見直していくために、市民の目線に立った評価の仕組みを構築していきたいということで、130ページで書かせていただきましたように、3つのステップを踏まえて評価を進めていきたい。

これは、昨年、第一次基本計画の評価を行った際に用いた手法と同様の手法を二次基本計画の評価でも適用してまいりたいということでございます。

1つは、ステップ1として、行政による「施策評価レポート」を発行するというところでございます。各45の施策につきまして、その取り組みを報告という形で定期的にレポートとしてまとめてまいります。

ステップ2といたしまして、市民による施策評価の実施でございます。これについては、施策の評価を市民アンケートにより行おうとするものでございまして、ステップ1によって取りまとめた行政による「施策評価レポート」を市民アンケートに同封いたしまして、市民の皆様にご評価をいただきたい。

その上で、ステップ3として、総合計画審議会において総合評価を実施していただきたいと考えております。

市民の皆さんはどのようなふうに市民の評価を加えていくのかということで、郵送させていただきました資料3が、その行政による「施策評価レポート」に活動実績としてあらず予定である項目でございます。

資料3では、45の施策分野における施策の達成度を見きわめるための目標の現状値・目標・出典ということでお示ししたものでございます。表の中ほどに「現状」、「目標」、その右側に「出典」、それから、市民の皆さんにアンケートでお聞きしました「重要視する割合」を示しました。

この見方でございますけれども、項目はそうに申し上げましたけれども、一番上の「保健・医療」で申し上げますと、（市民満足度）というのは、アンケート調査で市民の皆様にお諮りした内容でございます。（代表的な目標値）というのは、アウトプットもあ

ればアウトカムもありますけれども、アンケートにより確認したものもございますし、活動実績として市の中でとらえた数字、こういったものを指標として設定させていただいたものでございます。

この資料3の設定した「現状値」については、今後10年間定期的にレポートをまとめていく予定でございますので、その出発点となるデータということでございます。また、「目標」の欄に、今後10年間、この項目についてそれぞれどのような方向に持っていくのかということを示印でお示しさせていただいています。上昇、増加、推進、あるいは向上も右斜め上の矢印、維持、確保を意味するものは横向きの矢印、低減、減少、削減を意味するものは右斜め下の矢印ということでお示ししてございます。10年間の計画期間で目標としたそれぞれ掲げた項目につきまして、継続的に把握していくことによりまして、より具体的に、この矢印の方向を検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○瀧上会長 ただいま事務局から「基本計画の評価」の具体的な進め方も含めて説明がありましたけれども、この答申案の130ページの「基本計画の評価」というところにつきましてご意見をお願いいたします。

○鈴木（啓）委員 今、事務局から資料3についての説明がありました。これについて意見を述べさせていただきます。

今回、それぞれの施策分野ごとに数多くの指標が設定されております。確かに今後、この基本計画は市民にも評価してもらおうということでしたから、その判断材料として指標は大変重要なものだと思っております。第3回の審議会でも意見として出されていましたが、ただ、何でもかんでも指標として出すというのもどうかと思います。資料の右にあります「重要視する割合」は、市民がこの指標を重要と考えているのかということでしたが、中には低いものもあります。それに、指標は施策の達成度を図ることができる成果指標になっていることが大切です。もう1度、施策の達成度を図る指標として不適切なものはないか、重複している指標がないか精査するべきと考えておりますが、どうでしょうか。

○事務局 施策分野ごとの指標の精査についてということでご指摘を承りました。現

在、まず指標欄におきまして白抜きにしている項目がございます。「保健・医療」であれば「予防接種を受ける率」は白抜きにしておりますが、これについて、「現状値」の欄を「調査中」としたものがあります。実態としては、「出典」のところを見ていただきますと、指標の把握が困難であったり、類似の指標があるなど、数字がとれない。実際、整理を図ろうと、精査をしようと考えております。例えば今申し上げました「予防接種を受ける率」で申し上げますと、「出典」の欄で記述を見ていただきたいのですけれども、複数回接種するものや、年齢で実施するもので、例えば風疹とか麻疹のMR混合ワクチンのようなものは、接種の率は数値の把握が非常に困難でありますことから、「調査中」というのではなくて、これについては誤解を招きますので、すべて横棒で削除する方向で考えているところでございます。

こうした白抜きの項目を含めまして、指標については、数のばらつきがあったり、あるいは前回ご指摘いただきましたように、可能な限りアウトカム指標、成果指標を意識しながら、指標としての最適化、最適なものに精査してまいりたいと考えているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、評価についてはステップ1、ステップ2、ステップ3ということで、ステップ1については行政の「施策評価レポート」としてまとめる中で、最終的には市民の評価が市民満足度調査に集約される評価の仕組みと考えております。そういった意味で、可能な限りアウトカムを意識してまいりたいと思いますけれども、実績を示すアウトプットの指標も重要な、市民の皆様が判断する上ではわかりやすい指標になるものであれば、そういったものも活用してまいりたいと考えているところでございます。

○鈴木（啓）委員 結構です。

○田中委員 総合計画を策定するには、従前のあれもやった、これもやった、あれもやりますという総花型の計画から、具体的にどんな状況にしていきたいのか、どういうことを解決していきたいのかということが見える目標・指標設定型の計画に発想を変える必要があると思います。

指標がとれない部分は、市民がどのぐらい思っているかという割合に頼らざるを得ないと思いますが、その点について他の自治体の状況を教えてください。

もう1つ、多分この総合計画の柱の1つであろうと思う「いちかわ いろどりアプローチ」という視点が今回できたと思います。その「いろどりアプローチ」が、今後どのようにチェックをされるのかということも教えてください。

○事務局 ご指摘のように、成果指標、アウトカム指標としての的確な指標がとれないものについては、やはり市民満足度、市民の意向を聞くというところがどうしても多くなります。アウトカムについて、可能な限り客観的な成果指標はとってまいりたいと思っていますけれども、やはり市民の意向調査に委ねざるを得ない部分もあろうかと思っています。

また、最終的に評価を加えて判断するのは我々行政、もちろん予算というところできると議会の皆様の議決ということがあろうかと思っていますけれども、評価する上では市民の満足度調査というのは、最終的な評価の指標になると私どもは理解しております。

それから、2点目の「いろどりアプローチ」につきましては、私ども行政による「施策評価レポート」の中では、当然「いろどりアプローチ」のそれぞれの項目についてどんな配慮をしてきたのかということの評価レポートの中に取り組みの例を具体的に盛り込んでいながら、皆様に市民のアンケートを実施してまいりたい。「施策評価レポート」にはどんな取り組みをしてきたのかということを盛り込みながら、市民の意向調査をしてまいりたいと考えています。

○田中委員 ありがとうございます。1つ目のほうは、とれないところは、そこを基準として、毎年どのように改善されていくかということで評価をしていきたいということはわかりました。

もう1つ、この「いろどりアプローチ」なんですけれども、今言うのは遅いから申しわけないんですけれども、この「いろどりアプローチ」で網目をつくって丸をつけるというのを市民に見せる必要がどこにあったのかなということを、先ほどの皆さん方の質疑を聞いていると、ここに丸がないじゃないかとか、これをもっと強くしたほうがいいんじゃないかとか、そういう話になってしまう可能性がある。

逆にこれは行政内部の資料でよかったんじゃないかなということを、質疑を聞いていてすごく感じました。縦割り行政ですということを、逆に弱点を見せちゃっているような、そんなこのアプローチの、特にこの丸というものは内部資料でもよかったんじゃない

のかなというのが感想です。

○大場委員 ステップ2でアンケートにより、施策に対する市の取り組みの評価をしていただくことになっています。先の市民意向調査結果では、多くの市民が、市の施策について「わからない」と回答しています。意向調査においては、行政の活動をきちんと市民に伝える必要があると思います。

○瀧上会長 ただいまのご発言は、委員からのご意見として整理させていただきます。
ほかにご意見はございますか。

それでは、本日の審議会の議論を終了させていただきます。今日の審議内容につきましては、事務局において内容を整理の上、次回、第5回の審議会におきまして、前回、また今回の審議内容をもとに答申案の審議を進めていくことにしたいと思います。

それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局 長時間にわたり、どうもありがとうございました。

次回につきましては、来年1月中旬ごろ開催を予定しております。正式な開催通知につきましては、後日ご案内をさせていただきます。

また、お手元に第2回の審議会の議事録の確定版をお配りさせていただいております。なお、事前に送付させていただきました第3回議事録につきましては、先ほど議事録の訂正をお願いしましたが、それについては、私どものほうで既に修正等をさせていただいております。このほかに修正がありましたら、1週間以内に事務局までご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○瀧上会長 それでは、以上で平成22年度第4回市川市総合計画審議会を閉会させていただきます。長時間にわたりましてご苦労さまでした。